

【事案Ⅲ-2】自然災害共済金請求

・ 平成 27 年 3 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

平成 23 年 6 月、住宅および倉庫の屋根に降雹による損害が発生したため、自然災害共済金を請求したところ、損害を認めず共済金を支払わないことを不服として申立てをしたもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 6 月の自然災害（降雹）により、住宅および倉庫の屋根に損害が発生したため、住宅の損害額（2,060 千円）および倉庫の損害額（2,498 千円）の合計額 4,558 千円を支払え、との判断を求める。

- (1) 当初立会に来た鑑定人から降雹による損害が無いと説明があり、共済金が支払われなかった。被害が無いという専門家の発言を信用した。
- (2) 近所は降雹による損害を認められており、平成 26 年 7 月、共済団体に再鑑定を依頼したが、再鑑定はしないとのことだった。申立人は、民間の元損害調査員に屋根に昇って見てもらったところ、降雹による無数凹みの被害があると言われた。申立人自身や知人も損害があることを確認した。そのため、共済団体に対して再調査を依頼したが、いつの損傷がわからないという理由により、共済団体から再調査を断られた。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 外部鑑定会社による現場調査の結果、共済の対象である「住宅」「倉庫」については、平成 23 年 10 月に申立人より降雹による建物被害にかかる調査依頼の連絡を受け、鑑定会社鑑定人によって損害状況の調査が実施されており、共済の対象であるいずれの建物にも降雹による損害がなかったことが確認されている。
- (2) 平成 23 年 10 月に実施された鑑定会社鑑定人による損害状況調査に立会していた申立人に対して調査同日鑑定人より「損害がないこと」、および「自然災害共済金の支払対象外となること」を説明し了承を得ている。

したがって、共済契約の対象には降雹による損害がないものであるから、本件は約款・事業規約の[自然災害共済金を支払う場合]には当たらず、自然災害共済金支払非該当と判断する。

- (3) 「約款・事業規約」には、「共済金を請求する権利は、3 年間行わない場合は、時効によって消滅します」と書かれてある。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 共済団体により、事故発生日平成 23 年 6 月、現場調査日平成 23 年 10 月とする、本件被害程度の鑑定書が提出されている。これらによれば、いずれも、平成 23 年 6 月の降雹を原因とする建物と倉庫の屋根に凹み等の損害はないことを確認した、との記載があり、その状況についての写真の添付がある。

申立人の提出した住宅および倉庫の屋根の写真によれば、多くの凹み等が存在することが認められるが、これらの写真は平成 26 年に撮影されたものであって、本件降雹のあった平成 23 年 6 月から 3 年以上を経過しており、その間に他の何らかの原因によって生じたのではないかとの疑念を払拭できない。

また、民間の元損害保険調査員に屋根に上って見てもらったところ、雹害による無数の凹みがあると言われたのも、平成 26 年であり、平成 23 年 6 月より 3 年以上経過後である。

- (2) 前記鑑定は、平成 23 年 10 月になされており、その際、調査をした担当者から、降雹による被害はない旨を口頭で告げられた、専門家の言であるからこれを信用したと、申立人は述べている。もっとも、他方では、鑑定人に損害なしと庭先でいわれたが、自分は損傷を見ていないから納得もした訳ではない、とも述べている。

しかし、降雹による被害があったと思って調査依頼をしておきながら、被害がないと告げられたことに不服があるならば、自ら、或いは知人等に依頼して被害が存在することを確認して、共済団体に対して、さほど間をおかず再度の鑑定の申立をするのが通常ではなかろうか。しかるに、申立人が共済団体に対して、再度の鑑定の依頼したのは、平成 26 年であり、平成 23 年 6 月から 3 年以上経過後であって、客観的にみて、仮に再度の鑑定をしたとしても、住宅・倉庫の損害が平成 23 年 6 月の雹災によるものかどうかの判断は困難である。

- (3) 申立人は、「住宅屋根を塗装実施（平成 24 年）したところ業者から雹害の凹みが無数あるといわれた」と述べる。そうだとすれば、少なくともこの時点で、申立人は、降雹による被害の存在を知り得たわけであり、降雹による凹み等があったとすれば、その状況のまま塗装工事を続行したのは不可解であり、また、その時期に近接して共済団体に再度の鑑定の依頼した記録はない。既に述べたように、申立人が再度の鑑定の申し出たのは、平成 26 年であり、このことからすれば、平成 23 年 6 月の降雹による被害の立証ができる可能性が高い平成 24 年中に塗装工事をしながら申立人が、本件災害共済金を請求すべくなんらかの行為にでなかったのは、理解に苦しむところである。

- (4) 申立人は、近隣の住人で、平成 23 年 6 月の降雹による災害について災害共済金の

支払いを受けた者があることを述べる。平成23年6月の雹災による共済金の支払いを受けたとされるA宅と申立人の本件共済の目的である住宅とは、地図によれば、直線距離にして数百メートル離れていることがわかる。ところで、上記A宅周辺に存在する圃場の本件降雹による作物の被害は、共済団体の調査では、一律ではなく、降雹による被害は、それほど広くない一定範囲においてもバラつきがあることが知られる。したがって、A宅において、建物について雹災と認定されたからといって、数百メートル離れた申立人の住居にも同様な被害が必ず生ずるものとは言い切れない。のみならず、申立人は、「住宅周辺の圃場(畑)に、降雹による被害を受けたが、今後の生育に期待して廃耕にしなかった」と述べている。このことは、当該圃場の平成23年6月の降雹による被害が、作物に決定的ダメージを与え廃耕とせざるを得ないほどの程度には至っていないものと推測される。そうだとすれば、当該降雹は、鋼板で葺かれた屋根に無数の凹みをつけるほど激しかったものであると認めるには躊躇を覚えるものである。

- (5) 本件共済の目的である建物・倉庫が所在する地域の場所的環境を考慮すると、降雹があった平成23年6月からすでに3度の冬を過ごしており、仮に同日の降雹により被害が生じていたとしても、その後の雪害等により被害が増悪していないとは言いきれず、現在の被害状況がそのまま平成23年6月の降雹による被害の状況を表していると判断することは困難である。
- (6) 以上を総合すると、申立人の住宅および倉庫の屋根に多くの凹みがあることは認められるものの、当審議会においては、それが平成23年6月の降雹によるものであると認めるだけの心証形成には至らなかった、というほかはない。